



熊本県公報

第12695号
平成30年2月9日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (") 2
- 平成30年2月熊本県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新…………… (") 3

公 告

- 宅地建物取引業者の事務所の所在地当の不確知…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく届け出の取下げ…………… (商工振興金融課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 7

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 8
- 裁決手続開始決定…………… (") 8
- 学校教育法第55条の規定による技能教育施設の指定…………… (高校教育課) 9
- 公示による通知…………… (収用委員会) 10

告 示

熊本県告示第89号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 権現前地区造成宅地防災区域
下益城郡美里町大字古閑字権現前1922番、1925番、1926番、1814番1
- 2 前田地区造成宅地防災区域
下益城郡美里町大字畝野字前田2414番、2415番

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第90号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
障害児通所支援事業所 あすでい 上益城郡益城町 広崎大字広崎1 147番1	株式会社アスデイ 八代市松崎町430 番地2 橋口 美代子	平成30年2 月1日	4351400173	指定児童発達支援 指定放課後等 サービス

熊本県告示第91号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発達サポートセンターびーぶる 阿蘇市内牧35 3番地	株式会社ワンバイワン 阿蘇市一の宮町手野 2443 井野 尊晴	平成30年2 月1日	4352800058	指定保育所等 訪問支援

熊本県告示第92号

平成30年2月21日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第93号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字荒水谷390番16
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	387号	菊池市大字木柑子字石原 1780番2地先から 菊池市大字広瀬字花房 657番12地先まで	101.5	防交交 (交通安全)

2 供用を開始する期日 平成30年2月9日

熊本県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年2月9日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 231番5地先から 同所 231番5地先まで	40.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成30年2月16日

熊本県告示第96号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ひかりの庭訪問介護事業所 玉名郡南関町大字久重5 45番地	株式会社ひかりの庭 玉名郡南関町大字久重5 45番地 堀 幹也	居宅介護 重度訪問介護	平成30年 2月1日

熊本県告示第97号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
西本真生堂薬局 菊陽店 菊池郡菊陽町久保田2733-15	平成30年2月1日

公 告

熊本県公告第89号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地等を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても何らの申出がないときは、宅地建物取引業法第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消すものとする。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名 称 株式会社リフレッシュデザイン
- 2 代表者氏名 池田 裕一郎
- 3 免許番号 熊本県知事(1)第5009号
- 4 免許年月日 平成26年5月22日

熊本県公告第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字中屋敷664番2の一部、同664番4の一部、同665番1及び同666番1
1,094.38平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
阿蘇郡南阿蘇村白川445番地1
有限会社白水乃蔵

熊本県公告第91号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)以下「法」という。第5条第1項の規定に基づき新設の届出があった大規模小売店舗について、当該届出の取下げがあったので、次のとおり公告する。
平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドン・キホーテ八代店
八代市本野町字中正坊2049番 外
- 2 取下げ年月日
平成30年1月18日
- 3 取下げの理由
事業計画の見直しのため
- 4 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告
法に基づく新設届出について(平成29年12月15日熊本県公報第12682号登載)

熊本県公告第92号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2672番の一部
369.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町大字上島1647番地
石坂 直人

熊本県公告第93号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字宮ノ前3065番ほか4筆
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字中園2251番
上村 伸也	人吉市上漆田町	人吉市下漆田町字東前田3159番ほか3筆

上村 伸也	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字石原4321番1ほか1筆
東 光昭	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2382番ほか3筆
東 光昭	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2376番ほか2筆
東 一善	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字開2683番ほか2筆
東 和久	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字西前田3011番1ほか8筆
東 正守	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2407番
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字千寿万歳3644番1ほか1筆
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字井手ノ口3555番
上村 富士夫	人吉市上漆田町	人吉市下漆田町字宮ノ前3082番ほか2筆
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	人吉市鬼木町字三反田1124番1ほか8筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字浜ノ尻76番1ほか3筆

2 認可年月日
平成30年2月2日

熊本県公告第94号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字堀川口516番1ほか10筆
小山 泰世	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区奥古閑町字極領3859番1
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸西無田町字堀川口528番1ほか8筆

2 申請年月日
平成30年1月25日

熊本県公告第95号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字村ノ前656番1ほか15筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字大道987番1ほか15筆

株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区会富町字中津井1887番ほか9筆
株式会社アグリ飽田	熊本市南区会富町	熊本市南区並建町字白地39番ほか2筆

- 2 申請年月日
平成30年1月26日

熊本県公告第96号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市小島字前田39番1ほか2筆
農事組合法人伊倉	玉名市宮原	玉名市北牟田字大堀595番3ほか4筆
株式会社1st	玉名市川部田	玉名市両迫間字前田33番1ほか2筆
株式会社1st	玉名市川部田	玉名市下字江ノ口926番ほか1筆
樫原 美智也	玉名市岱明町浜田	玉名市岱明町高道字城ノ下256番
小澤 一二	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10128番1
株式会社大家ファーム	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字神崎尻10136番1
末永 真一	玉名市横島町横島	玉名市横島町横島字廣牟田59番ほか1筆
小川 一昭	玉名市天水町竹崎	玉名市天水町竹崎字山下900番ほか1筆
農事組合法人ドリームファームとよみず	玉名市宮原	玉名市川島字大塘413番39ほか5筆
齋藤 大治郎	玉名郡南関町小原	玉名郡南関町大字豊永字出口3425番1ほか3筆
入請舛 憲市	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下2126番5ほか2筆
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字坂ノ下2121番2ほか3筆
甲斐 義朗	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字作畑3578番ほか8筆
岡松 賢一	熊本市東区沼山津	上益城郡益城町大字惣領字駄飼塚2197番5ほか2筆
伊藤 保次	上益城郡山都町目丸	上益城郡山都町津留字東前田65番ほか12筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町入佐字池田3155番ほか3筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町城平字東作田2344番1ほか5筆
中村 家継	上益城郡山都町市原	上益城郡山都町城平字坂口1269番ほか10筆

藤本 盛弘	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字中高楠5668番ほか2筆
寒川 和行	水俣市中鶴	水俣市古里字日添810番1
本井 勇吉	水俣市古里	水俣市古里字日添790番1ほか3筆
一村 満治	葦北郡芦北町市野瀬	葦北郡芦北町大字田川字下年ノ神359番1ほか2筆
長野 夕帆	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字米田字浅井田276番ほか1筆
田端 哲郎	葦北郡芦北町米田	葦北郡芦北町大字豊岡字長傳寺758番ほか2筆
株式会社田浦牧場	葦北郡芦北町古石	葦北郡芦北町大字古石字古田851番44ほか16筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丁字永野原2557番
平野 直美	天草市河浦町白木河内	天草市河浦町白木河内字下古里168番1

2 申請年月日
平成30年1月26日

熊本県公告第97号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社松岡グリーンファーム山都	上益城郡山都町下名連石	上益城郡山都町下名連石字風ノ木4666番
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久大坪町字東碓江96番6ほか4筆
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手東割82番2ほか2筆
吉川 一寿	八代市千丁町吉王丸	八代市千丁町吉王丸字北大老毛568番1
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字龍宮728番1ほか1筆
農事組合法人天草営農組合	天草市下浦町	天草市下浦町字上小手5799番1ほか2筆
農事組合法人本町営農組合	天草市本町本	天草市本町本字釜平7023番1ほか6筆
山下 順治	天草市本町下河内	天草市本町本字前原643番2ほか2筆

2 申請年月日
平成30年1月30日

熊本県公告第98号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年2月9日から同月22日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年2月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町中分田字木浦60番6ほか60筆
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町中分田字楠田100番16ほか1筆
小材 一矢	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字牟田2763番
古閑 翔一郎	菊池市七城町甲佐町	菊池市西寺字島ノ本614番ほか6筆
渡辺 智一	菊池市七城町清水	菊池市七城町高田字石原町12番2ほか9筆
富田 親由	菊池市七城町高田	菊池市七城町辺田字上鶴424番1ほか7筆
後藤 敬一	菊池市原	菊池市重味字桑木鶴2882番1ほか1筆
中川 勝博	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の前575番ほか1筆

2 申請年月日
平成30年1月31日

登載依頼

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成30年2月9日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（植木バイパス・熊本県熊本市北区下硯川町字六反畑地内から同市北区四方寄町字南原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字山ノ上地内

地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
1809番	雑種地	雑種地	142	136.07	61.13
1810番	雑種地	雑種地	185	231.96	212.76

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字山ノ上地内

地 番	地 目		全体の面積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）
	公 簿	現 況	公 簿	実 測	
1809番	雑種地	雑種地	142	136.07	2.50
1810番	雑種地	雑種地	185	231.96	3.11

- 4 土地所有者の氏名及び住所
森内 孝生
熊本県上天草市姫戸町姫浦1434番地1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年1月25日

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。
平成30年2月9日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道3号改築工事（植木バイパス・熊本県熊本市北区下硯川町字六反畑地内から同市北区四方寄町字南原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字山ノ上地内

地番	地目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1808番1	公衆用道路	公衆用道路	19	523.67	17.68

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字山ノ上地内

地番	地目		全体の面積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
1808番1	公衆用道路	公衆用道路	19	523.67	1.49

- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 山本 東（持分34分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地15
 - 山本 妙子（持分34分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地15
 - 大久保 弘（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地14
 - 山川 徹（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地18
 - 塚本 一博（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地13
 - 北原 勝伸（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地10
 - 中村 秀朗（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地12
 - 水本 洋（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地16
 - 松吉 勉（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地5
 - 後藤 通晴（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地8
 - 坂本 公德（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地6
 - 森内 孝生（持分17分の1）
熊本県上天草市姫戸町姫浦1434番地1
 - 樺嶋 潤一郎（持分17分の4）
熊本県熊本市北区小糸山町640番地1
 - 正代 明子（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地7
 - 向山 靖夫（持分17分の1）
熊本県熊本市北区四方寄町1808番地17

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 株式会社肥後銀行 代表取締役 甲斐 隆博
熊本市中央区練兵町1番地
 - 後藤通晴持分抵当権
 - ふくぎん保証株式会社 代表取締役 磯部 久治
福岡市西区姪浜駅南一丁目7番1号
 - 正代明子持分抵当権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成30年1月25日

熊本県教育委員会告示第4号

学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第55条の規定により平成30年2月1日付けで技能教育のための施設を指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により、次のとおり告示する。

平成30年2月9日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 名称 クラーク高等学院 熊本校
- 2 所在地 熊本市中央区上通町一丁目1番 NK第1ビル2F
- 3 連携科目等

法第55条に規定する措置の対象となる科目	当該科目の学習をその履修とみなすことができる高等学校の教科の一部
ビジネス基礎	ビジネス基礎
情報処理	情報処理
ビジネス情報	ビジネス情報

熊本県収用委員会公告第4号

公 示 に よ る 通 知

熊本県上益城郡山都町杉木字下多良原122番1の土地登記名義人（亡）坂本藤平（持分4分の1）の相続人 田中サカエ 居所、その他通知すべき場所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成30年2月1日付け熊収第237号の2の書面（熊収29第17号、第18号案件（杉木IV案件）に係る第1回審理開催通知）

（注意）上記書面を受領しないときは、平成30年2月21日をもって書面の通知があったものとみなされます。

平成30年2月9日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修